

(証券コード9353)
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号

櫻島埠頭株式会社

代表取締役社長 松岡 眞

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第81回定時株主総会招集ご通知」及び「第81回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

「第81回定時株主総会招集ご通知」

http://www.sakurajima-futo.co.jp/ir/no-81_tuchi.pdf



「第81回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」

http://www.sakurajima-futo.co.jp/ir/no-81_ikaiji.pdf



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスして、当社名（櫻島埠頭）または、証券コード（9353）を入力検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会へご出席の株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区福島五丁目6番16号 ホテル阪神 10階 クリスタルルーム
3. 目的事項
報告事項 1.第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎株主総会にご出席された株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、本招集通知に掲載しておりません。従いまして、本招集通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会へご出席の株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますよう、お願い申し上げます。

また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会は、ホテルでの開催を予定しており、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じていますので、ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用等について、ご協力をお願いいたします。

その他、株主の皆様へのお願い、並びに当社の対応については、当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、「第81回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応について」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

なお、状況の変化によっては、当社ウェブサイトにて、上記の内容を更新いたしますので、適宜ご確認いただければ幸いに存じます。

何卒、特段のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>)



株主総会資料の電子提供制度の施行について

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料は、ウェブサイトに掲載して提供することとなりましたが、本株主総会につきましては、当該制度の適用初年度であり、株主様の混乱を避けるため、従来どおりすべての株主様に株主総会資料を書面で送付することといたしました。

なお、電子提供制度の詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

(<https://youtu.be/mtRbzzf7Y6o>)



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続することを利益配分の基本方針とし、経営の安定性と財務体質の維持、強化を重視する観点から、内部留保の確保と当期純利益の見通しを考慮して配当金額を決定しております。

当社は、2023年2月をもちまして、創立75周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご指導の賜物と心より感謝いたしております。

第81期の剰余金の配当につきましては、株主の皆様のこれまでのご理解とご支援に感謝の意を表わすため、1株当たり10円の記念配当を実施し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円（うち、普通配当20円、記念配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は45,208,800円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	松岡 眞 再任	代表取締役社長執行役員	13回/13回 (100%)
2	谷本 祐介 再任	取締役専務執行役員	13回/13回 (100%)
3	佐藤 禎広 再任	取締役常務執行役員	13回/13回 (100%)
4	藤井 守 再任	取締役執行役員	13回/13回 (100%)
5	種村 泰一 再任 社外 独立	取締役	13回/13回 (100%)
6	徳平 隆之 再任 社外 独立	取締役	10回/10回 (100%) 2022年6月就任後

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>まつおか まこと 松岡 眞 (1958年12月15日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1981年4月 住友商事株式会社入社 2004年4月 同社無機化学品第2部長 2011年4月 韓国住友商事株式会社 資源化学品副本部長、常務理事 資源化学品本部長 2016年1月 ソーダアッシュジャパン株式会社代表取締役社長 2018年4月 当社入社 マーケティング部長 2019年6月 当社取締役執行役員 営業部・業務部・マーケティング部担当 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員 内部監査室・営業部・マーケティング部担当 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 内部監査室・営業部担当（現在に至る）</p>	2,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 松岡眞氏を取締役の候補者とした理由は、営業部門、業務部門並びにマーケティング部門の豊富な業務経験と高い見識のもとに、2020年の社長就任以降は、社長として当社グループの経営を牽引し、第3次中期経営計画「構造変化への挑戦」(2022年度～2024年度)の目標達成に向けて、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図り、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	たにもと ゆうすけ 谷本 祐介 (1960年4月30日生) 再任	1983年4月 三菱商事株式会社入社 1996年10月 米国三菱商事会社 出向 2000年12月 三菱商事株式会社 リスクマネジメント部 2009年6月 同社 コーポレート部門管理部 2011年5月 同社 監査部 部長代行 兼 監査室長 2016年6月 日東富士製粉株式会社 出向 取締役常務執行役員 管理本部長 兼 業務監査室担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員 経理部・営業部(特命)・業務部担当 2021年6月 当社取締役専務執行役員 コーポレート(総務部・経理部統括)・営業部(特命)担当 2022年6月 当社取締役専務執行役員 コーポレート担当(総務部・経理部統括)(現在に至る)	1,900株
【取締役候補者とした理由】 谷本祐介氏を取締役の候補者とした理由は、経理部門、営業部門並びに業務部門の豊富な業務経験と高い見識をもとに、引き続き取締役として当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。			
3	さとう よしひろ 佐藤 禎広 (1962年5月2日生) 再任	2014年10月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニットマネージャー 2016年6月 当社執行役員 経営企画部長兼営業・業務統括部長 2018年6月 当社取締役執行役員 経営企画部・業務部・ファシリティ強化事業部担当 経営企画部長(営業・業務統括)兼ファシリティ強化事業部長 2019年6月 当社取締役執行役員 経営企画部・ファシリティ強化事業部担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員 経営企画部・総務部・ファシリティ強化事業部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員 総務部担当(現在に至る)	1,800株
【取締役候補者とした理由】 佐藤禎広氏を取締役の候補者とした理由は、経営企画部門、ファシリティ強化事業部門並びに総務部門の豊富な業務経験と高い見識をもとに、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ることができるものと判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	ふじい まもる 藤井 守 (1966年5月9日生) 再任	1985年4月 当社入社 2006年10月 当社営業本部液体物流ユニットマネージャー 2013年7月 当社営業本部港運ユニットマネージャー 兼 物流倉庫ユニットマネージャー 2013年12月 当社営業本部港運ユニットマネージャー 2016年2月 当社営業部長 2018年6月 当社執行役員営業部長 2020年6月 当社執行役員営業部長 兼 マーケティング部長 2021年6月 当社取締役執行役員 業務部・ファシリティ強化事業部・マーケティング部担当 2022年6月 当社取締役執行役員 業務第一部・業務第二部・ファシリティ強化事業部・マーケティング部担当 (現在に至る)	1,700株
【取締役候補者とした理由】 藤井守氏を取締役の候補者とした理由は、業務部門、ファシリティ強化事業部門並びに営業部門、マーケティング部門の豊富な業務経験と高い見識をもとに、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ることができるものと判断したためであります。			
5	たねむら やすひと 種村 泰一 (1962年11月7日生) 再任 社外 独立	1991年4月 大阪弁護士会弁護士登録 中之島中央法律事務所入所 (現在に至る) 2016年4月 大阪弁護士会副会長 2017年4月 枚方市人事行政制度調査審議会副会長 2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2019年3月 大阪市開発審査会会長 2022年6月 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 中之島中央法律事務所 弁護士 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役	0株
【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 種村泰一氏を社外取締役の候補者とした理由は、法律の専門家としての経験・知識等を経営に生かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の法制面における経営監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていること、また、諮問委員会においても独立した客観的な立場から適切な意見や助言をいただく等の役割を期待しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏はヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役であります。同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">とくひら たかゆき 徳平隆之 (1956年6月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1982年4月 大阪市役所 採用 2007年4月 大阪市港湾局 臨海地域活性化室長 2010年4月 同局 防災・施設担当部長 2011年4月 同局 計画整備部長 2013年4月 大阪市港湾局長 2016年3月 大阪市役所 退職 2016年6月 阪神国際港湾株式会社 取締役副社長 2022年6月 当社社外取締役(現在に至る) 2022年7月 五洋建設株式会社 顧問(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 五洋建設株式会社 顧問</p> <p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 徳平隆之氏を社外取締役の候補者とした理由は、港湾行政等に携わり培われた豊富な経験、知識等を当社の経営に生かしていただくためであります。また、同氏は、大阪市役所を退職後、港湾物流の事業経営に携わり、豊富な経験と知識等を有しており、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮や客観的な立場から適切な意見をいただく等の役割で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は五洋建設株式会社の顧問ではありますが、同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。また、過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2016年に退職しており、大阪市港湾局(現 大阪港湾局)との関係はなく、独立性を有しているものと認識しております。</p>	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 種村泰一氏及び徳平隆之氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、両氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、17ページに記載のとおりであります。
3. 種村泰一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 徳平隆之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、種村泰一氏及び徳平隆之氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、種村泰一氏及び徳平隆之氏の再任をご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 遠藤眞廣氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
もりやま きょうた 森山 恭太 (1967年7月18日生) [新任] [社外] [独立]	1994年11月 監査法人大成会計社 入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年7月 監査法人大成会計社と新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)との合併により新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2017年8月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 退所 森山恭太公認会計士事務所 開設 2019年7月 森山恭太公認会計士税理士事務所 開設(現在に至る) 2021年12月 神戸監査法人 代表社員就任(現在に至る)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 森山恭太氏を社外監査役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士として企業の会計、税務に係わり培われた豊富な経験、知識等を当社の監査体制に生かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、独立かつ中立の立場から当社監査体制の実効性を強化するとともに、ガバナンス向上に対する意見、助言等をいただくことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は神戸監査法人の代表社員及び公認会計士税理士事務所を営んでおりますが、同法人並びに同事務所との間には取引関係はありません。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森山恭太氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏は2005年7月から2017年8月まで当社が監査業務を委託している新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)に在籍しておりましたが、退所後5年以上が経過しており、同氏は当社が独自に定める社外役員の独立性基準を満たしております。その基準の内容は、17ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、本議案をご承認いただいた場合、会社法第427条第1項に基づき、森山恭太氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、森山恭太氏が社外監査役に就任した場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)の被保険者となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、五十嵐英男氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、片岡万枝氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	い が ら し ひ で お 五十嵐英男 (1944年1月30日生)	1969年4月 大阪役所 採用 2004年3月 大阪役所 退職 2016年6月 当社社外取締役 2017年5月 大阪港タグセンター事業協同組合 理事長(現在に至る)	0株
		(重要な兼職の状況) 大阪港タグセンター事業協同組合 理事長	
【補欠の監査役候補者とした理由】 五十嵐英男氏を補欠の監査役の候補者とした理由は、当社社外取締役として業務に精通されており、これまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、監査役としての職務を適切に遂行し、監査体制の一層の充実を図ることができるものと判断しております。			
2	か た お か か ず え 片岡万枝 (1969年2月8日生)	1991年10月 中央新光監査法人 入社 2006年4月 中央青山トランザクションサービス(現 PwCアドバイザリー合同会社)へ転籍 2017年12月 三井物産株式会社 入社 2019年1月 EYトランザクション・アドバイザリーサービス株式会社 入社 2021年8月 片岡公認会計士事務所 開業(現在に至る)	0株
		(重要な兼職の状況) 片岡公認会計士事務所 所長	
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 片岡万枝氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、公認会計士としての企業の会計に係り培われた豊富な経験と知識等を当社の監査体制に生かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由ならびにこれまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐英男氏は、補欠の監査役候補者であり、片岡万枝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は片岡万枝氏が社外監査役として選任される場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、17ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、五十嵐英男氏及び片岡万枝氏が監査役及び社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき、両氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで監査役の実行責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、両氏が監査役及び社外監査役に就任した場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となる予定であります。

第5号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬総額は、2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年7,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告29～32頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、2023年3月16日開催の取締役会において、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを決議しております。その内容の概要は株主総会参考書類15～16頁の（ご参考）の通りであります。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

(ご参考)

取締役の報酬等の決定方針

＜取締役報酬制度の基本的な考え方＞

当社を取り巻く経営環境の変化に対応するべく、業績および企業価値の持続的な向上を図ると共に、株主との一層の価値共有を進めるためには、取締役報酬にインセンティブとしての機能を明確に備えることが必要であり、短期インセンティブとしての業績指標に基づく業績連動型報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を組み入れた報酬体系とする。具体的には、業務執行を伴う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、業務執行を伴わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

＜取締役報酬の構成＞

取締役の報酬等は、2021年6月24日開催の第79回定時株主総会にて決議された年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）の範囲内で支給する固定報酬及び業績連動報酬、並びに2023年6月28日開催予定の第81回定時株主総会にて決議された年額20百万円及び年7,000株の範囲内で支給する譲渡制限付株式報酬で構成する。

＜取締役報酬の決定方法＞

(1) 固定報酬

取締役の個人別の固定報酬については、別に定めた役位別並びに勤務形態別の報酬額（基準報酬額）を基に、代表取締役社長が各人別の月額固定報酬案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

(2) 業績連動報酬

業務執行を伴う各取締役の個人別の業績連動報酬については、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出し、各人別の報酬額を決定する。

業績指標および算定方法の決定手順は、以下のとおりとする。

- ①取締役会は、業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率に関する案を作成する。
- ②諮問委員会は、その内容について意見、助言を行う。
- ③取締役会は、諮問委員会の意見、助言を踏まえて業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率を決定する。

(3) 譲渡制限付株式報酬

取締役会で決議した譲渡制限付株式報酬規程に則り、代表取締役社長が各人別の株式の割当数の計算の基準となる、各人別の1年当たりの譲渡制限付株式に係る支給額案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

《取締役報酬の支給時期》

(1) 固定報酬

取締役の固定報酬の支給時期については、毎月支給する。

(2) 業績連動報酬

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬については、対象事業年度の決算期末に在籍していることを条件とし、対象事業年度の株主総会開催日の翌日から1カ月を経過する日までに支給する。

(3) 譲渡制限付株式報酬

業務執行を伴う取締役の譲渡制限付株式報酬については、株主総会開催後1カ月以内に開催される取締役会で決議し、その決議日から1カ月以内に譲渡制限付株式を割当てる。

《業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法》

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法については、2021年3月18日開催の取締役会にて決議した「取締役の報酬等の決定方針」及び2021年4月28日開催の取締役会にて決議した「業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に定める方法により、以下の通り算定する。

①業績指標

業績指標は、連結営業利益とする。

②業績連動報酬の支給条件及び総額の算定

業績連動報酬は、連結営業利益が一定額以上であることを条件として支給する。

業績連動報酬総額は、業績指標に対する本決算の実績に基づき算出する。

③業務執行を伴う各取締役への分配

役位毎に定めた配分率に基づき分配する。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～⑩に該当した場合は、独立性を有しないものとみなす。

- ①当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- ②当社グループの主要な取引先(注2)(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ③当社グループの主要な借入先(注3)(借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ④当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する個人株主、または、当社を子会社もしくは関連会社とする法人株主の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の(注4)金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(サービスを提供する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑥当社グループより、多額の(注4)寄附または助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑦当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑧上記②～⑦に最近5年間において該当していた者
- ⑨上記①～⑦に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩当社の社外役員としての任期が8年を超える者

上記の①～⑨に該当する者であっても、取締役会がその独立性を判断した結果、独立役員として相応しいと判断すれば、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に抵触しない限り、その者を独立役員として選任することができる。

ただし、この場合において取締役会はその判断に至った理由について説明を行わなければならない。

- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者をいう。
- (注2)主要な取引先とは、当社グループが事業活動を提供する顧客、または当社グループが作業や修理などを委託する外注先であって、その年間取引金額が当社グループまたは相手方の直近事業年度における連結売上高の2%以上のものをいう。
- (注3)当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているものをいう。
- (注4)多額とは、1事業年度当たり1,000万円を超える金額をいう。
- (注5)重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

(ご参考)

第2・3号議案が承認された場合の経営体制（予定）

当社のコーポレートガバナンス基本方針により、取締役ならびに監査役の資質を定めております。また、取締役会は、株主様からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うこととしております。

当社の中長期的な企業価値の最大化を図ることを推進する各取締役ならびに各監査役の専門性は以下のとおりであります。

	氏名	属性	企業経営	業界知識	営業戦略・マーケティング	財務会計	人事・労務・人材育成	法務・リスクマネジメント
取締役	松岡 眞		○	○	○			
	谷本 祐介					○	○	○
	佐藤 禎広			○			○	○
	藤井 守			○	○			
	種村 泰一	社外独立						○
	徳平 隆之	社外独立	○	○				
監査役	藍場 建志郎	社外独立				○		○
	増田 康正			○		○	○	
	森山 恭太	社外独立				○		○

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ社会経済活動の正常化が進められ、個人消費を中心として緩やかな回復基調で推移しました。一方、ウクライナ紛争に伴う経済制裁の長期化など不安定な国際情勢を背景とする資源・穀物価格の上昇や円安によるインフレの進行など、先行きが不透明な状況が続いています。欧米を始めとする海外でも、供給不安と需要回復が相まってインフレ圧力が継続し、中央銀行を中心に利上げなどの金融政策が進められており、結果として世界規模での経済活動の停滞や景気の減速が懸念される状況にあります。これらの影響が、日本の産業構造全体に急速な変化を促しており、各業界・企業の対応力が問われています。

このような情勢のもと、当社グループは、競争力のある事業基盤を形成し、全てのステークホルダーへの貢献を継続して達成するため、第3次中期経営計画（2022年度～2024年度）に基づき、各種施策の検討を進めてまいりました。具体的には、人材育成に注力しつつ、外部環境や産業構造の変化に対応して経営資源を再配置・投入し、中長期的視野に立った設備投資や更新投資、メンテナンスを実施していくことで、既存事業の足場固めと成長分野の収益拡大に努めております。

ばら貨物については、2022年3月にクレーンの不具合が発生したことの反省を踏まえ、港湾物流サービスを常に安定的にご提供できるようBCP（事業継続プラン）の強化に努めてまいりました。2022年10月には新倉庫を建設・稼働させ、お客様と一体となる連携事業を強化するとともに、既存倉庫については、新規の付加価値が高いオペレーションを行うため改修を計画しております。液体貨物に関しても、メンテナンスを適時・的確に行い事業の安定性を高めるとともに、タンクの更新・新設を含めた設備投資を検討してまいります。また、倉庫事業については、冷蔵倉庫の業態変更を行い、新規パートナー様と新たな取組みを構築することができました。引続き、「機動的な設備投資推進による既存事業の更なる展開」、「産業構造の変化に対応した新規ビジネスの発掘」、「地場産業と一体となる連携事業の育成」などの事業戦略をブラッシュアップし、継続して進めてまいります。

上記の事業活動を踏まえ、当連結会計年度の売上高は、3,865百万円となり、前連結会計年度に比べ332百万円、7.9%の減収となりました。

売上原価は、人件費、修繕費、減価償却費などの経費が増加しましたが、ばら貨物の売上減少に伴い荷役関係諸払費が減少し、3,220百万円となり、前連結会計年度に比べ413百万円の減少となりました。また、販売費及び一般管理費は、488百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は157百万円となり、前連結会計年度に比べ48百万円、44.5%の増益となりました。経常利益は、受取配当金を収受したことなどにより243百万円となり、前連結会計年度に比べ25百万円、12.0%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の一部を売却し特別利益を計上したことから193百万円となり、前連結会計年度に比べ15百万円、9.0%の増益となりました。

なお、当連結会計年度において、過年度の繰越欠損金は全て解消しております。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

(ばら貨物セグメント)

大型クレーンを使用する荷役業務は、主に石炭の取扱数量が減少したことなどにより、総荷役数量は223万トンと、前連結会計年度に比べ36.8%減少し、荷役業務の売上高は772百万円（前連結会計年度は1,017百万円）となりました。

海上運送業務は、内航船による石炭輸送業務が減少したため、売上高は337百万円（前連結会計年度は595百万円）となりました。

保管業務は、倉庫、野積保管業務ともに取扱数量は減少しましたが、在庫需要が活発であった結果、売上高は343百万円（前連結会計年度は339百万円）となりました。

その他業務は、子会社の陸上運送の売上が値上げ効果もあり回復基調で推移したことに加え荷役作業に付随する雑作業などが増加したことから、売上高は725百万円（前連結会計年度は664百万円）となりました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は2,178百万円（前連結会計年度は2,617百万円）となりました。

(液体貨物セグメント)

石油類は、白油系の荷動きが減少しましたが、通年に亘り安定したタンク運営を継続できたことから、石油類全体の取扱数量は前連結会計年度に比べ増加しました。この結果、売上高は821百万円（前連結会計年度は770百万円）となりました。

化学品類は、前連結会計年度に比べタンクの稼働率が上がったことが寄与したため、売上高は373百万円（前連結会計年度は337百万円）となりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は1,195百万円（前連結会計年度は1,107百万円）となりました。

(物流倉庫セグメント)

物流倉庫は、期中に営業倉庫として運営していた冷蔵倉庫の業態を変更し、主に冷食の宅配事業を営むパートナー様と新たな取組みを構築したことが寄与し、物流倉庫セグメントの売上高は470百万円（前連結会計年度は452百万円）となりました。

(その他のセグメント)

売電事業によるその他セグメントの売上高は21百万円となり、前連結会計年度並みとなりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,183百万円であり、その主なものは、ばら貨物セグメントにおける新倉庫の建築費603百万円です。また、当連結会計年度において継続中の設備投資として、ばら貨物倉庫の改修工事があります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、短期運転資金として300百万円を金融機関より借入れており、期中に全て返済しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、大阪港における事業上の好立地と、充実した設備による付加価値の高いサービスをお客様に提供することを通して、わが国の産業の発展に貢献するという企業理念のもと、「機動的な設備投資推進による既存事業の更なる展開」、「産業構造の変化に対応した新規ビジネスの発掘」、「地場産業と一体となる連携事業の育成」などの事業戦略を継続して推し進めてまいりました。

社会・経済情勢の大きな変化に的確に対応するため、引き続き第3次中期経営計画「構造変化への挑戦」(2022年度～2024年度)に基づき、中長期的視野に立った設備投資や更新投資、メンテナンスを実施していくことで、既存事業の足場固めを行うとともに、新規ビジネスを開拓・育成してまいります。

関西地区では、2025年に大阪・関西万博、2029年には大阪IR(統合型リゾート)の開業が予定されており、地場産業との関係を一層深めることによって、わが社の強みを生かした付加価値のある仕事を追求するなど、事業ポートフォリオを改善し、長期に亘り安定した収益を維持・拡大できる事業基盤の強化に努めてまいります。

また、適正な財務基盤のもと、株主還元の一層の充実を目指し、資本効率を高め、更なる企業価値向上に努めてまいります。次世代に残せる事業構造への転換を図り、サステナビリティ経営を推進することで、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献することを最重要課題と位置付けております。

なお、外部環境の変化や取り組みの進捗状況などを踏まえ、事業戦略等については継続的に検証し、柔軟に対応するシステムを取り入れております。

【第3次中期経営計画の概要】

1. 骨子

- ① 構造変化に対応した経営資源の配置・投入により長期的な安定収益力の維持・向上とこれを支える資本・財務政策を実施
- ② サステナビリティ経営を意識し、全てのステークホルダーへのさらなる貢献
- ③ 第2次中期経営計画で策定した基本方針はブラッシュアップして継続

2. 定量目標

- ① 2024年度における営業キャッシュフロー(営業利益+減価償却費)6億円達成
- ② 設備投資計画の実行
- ③ 営業利益、当期利益の拡大
- ④ 当社株主総利回り(当社TSR※)の継続的伸長
※(当年度1～3月終値平均株価+当年度配当)÷前年度1～3月終値平均株価

なお、働き方改革に対応した職場環境や人事制度を整備するとともに、事業の継続性を担保できる人材を確保し、コンプライアンス意識向上や安全強化等に向けた社員教育の充実、内部統制や社員の行動基準等の自主監査の充実などを通じて、社員の育成を図り、企業の社会的責任を果たす方針であります。

さらに、港湾物流サービスを安定的にご提供出来るように、業務上の中核設備を中心に積極的な維持管理を施すとともに、当社グループに所属するすべての者の健康・衛生管理に万全の体制を取ることに細心の注意を払ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 78 期 (2020年 3 月期)	第 79 期 (2021年 3 月期)	第 80 期 (2022年 3 月期)	第 81 期 (当期) (2023年 3 月期)
売 上 高	4,627百万円	4,507百万円	4,198百万円	3,865百万円
経 常 利 益	282百万円	171百万円	217百万円	243百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	234百万円	189百万円	177百万円	193百万円
1株当たり当期純利益	156円25銭	126円31銭	118円09銭	128円64銭
総 資 産	6,477百万円	7,150百万円	7,576百万円	7,943百万円
純 資 産	3,825百万円	4,309百万円	4,627百万円	4,968百万円

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 78 期 (2020年 3 月期)	第 79 期 (2021年 3 月期)	第 80 期 (2022年 3 月期)	第 81 期 (当期) (2023年 3 月期)
売 上 高	4,433百万円	4,339百万円	4,020百万円	3,671百万円
経 常 利 益	266百万円	178百万円	213百万円	225百万円
当 期 純 利 益	224百万円	191百万円	174百万円	181百万円
1株当たり当期純利益	149円36銭	127円72銭	116円35銭	121円07銭
総 資 産	6,425百万円	7,094百万円	7,524百万円	7,867百万円
純 資 産	3,811百万円	4,297百万円	4,612百万円	4,942百万円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況等

- ① 親会社の状況
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浪花建設運輸株式会社	40百万円	100%	陸上貨物自動車運送業

- ③ 重要な企業結合の状況
埠頭ジャスタック株式会社は当社株式の議決権の19.3%を所有しております（役員及びその近親者が当社株式の議決権の8.8%を所有しております。）。当社は、同社を業務内容に精通した会社として船内荷役並びに構内作業等の業務の委託及び設備修理等の工事の発注を行っております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

港湾運送事業、倉庫業、陸上貨物自動車運送業、貨物利用運送業、売電事業

(8) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市此花区	第1タンクターミナル	大阪市此花区
東京営業所	東京都中央区	第2・第3タンクターミナル	大阪市此花区
本社埠頭	大阪市此花区		

② 子会社

会社名	名称	所在地
浪花建設運輸株式会社	本社	大阪市大正区

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
95名	+2名

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、使用人兼務役員を含んでおりますが、臨時雇用者数は含んでおりません。

②当社の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
75 (+1)名	45.9歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	375 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	258
株式会社三井住友銀行	257
日本生命保険相互会社	207
株式会社りそな銀行	167

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,540,000株 (自己株式33,040株を含む。)
(3) 株 主 数 1,275名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埠 頭 ジ ャ ス タ ッ ク 株 式 会 社	290 ^{千株}	19.2%
セ オ 運 輸 株 式 会 社	163	10.8
丸 協 産 業 株 式 会 社	131	8.8
原 伊 都 子	109	7.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	76	5.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	44	2.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	38	2.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	38	2.6
原 勝 隆	16	1.1
三井住友海上火災保険株式会社	15	1.0

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除く1,506,960株により算出しており、総議決権数15,025個により算出する議決権比率とは値が異なる場合があります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	松岡 眞	内部監査室・営業部担当
取締役専務執行役員	谷本 祐介	コーポレート担当 (総務部・経理部統括)
取締役常務執行役員	佐藤 禎広	総務部担当
取締役執行役員	藤井 守	業務第一部・業務第二部・ファシリティ強化事業部・マーケティング部担当
取締役	種村 泰一	中之島中央法律事務所 弁護士、ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役
取締役	徳平 隆之	五洋建設株式会社 顧問
常勤監査役	藍場 建志郎	
監査役	遠藤 眞廣	神戸監査法人 代表社員、遠藤公認会計士事務所 所長、株式会社タクマ 社外取締役 (監査等委員)
監査役	増田 康正	

- (注) 1. 取締役 種村泰一氏及び徳平隆之氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
2. 監査役 藍場建志郎氏及び遠藤眞廣氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
3. 監査役 遠藤眞廣氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、監査役 藍場建志郎氏及び増田康正氏は企業経営者としての豊富な経験を有しております。両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2022年6月28日開催の第80回定時株主総会において、徳平隆之氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、藍場建志郎氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ② 2022年6月28日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、取締役 五十嵐英男氏が任期満了により、退任いたしました。また、監査役 川下晴久氏が辞任により、退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2023年3月31日現在）

社外取締役種村泰一氏は当社が顧問契約を締結しております中之島中央法律事務所に所属している弁護士であります。同事務所との間に法律顧問の委嘱に係る報酬があり、当事業年度における報酬金額は2,209千円であります。同事務所と当社の間には資本関係はありません。

また、社外取締役種村泰一氏はヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社との間には取引関係並びに資本関係はありません。

社外取締役徳平隆之氏は五洋建設株式会社の顧問であります。なお、当社との間には取引関係並びに資本関係はありません。

社外監査役遠藤眞廣氏は神戸監査法人の代表社員及び公認会計士事務所を営んでおります。同法人並びに同事務所と当社の間には取引関係はありません。

また、社外監査役遠藤眞廣氏は株式会社タクマの社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社との間には取引関係並びに資本関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と役割
社外取締役	種村 泰一	当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、法律の専門家としての経験、知識等に基づく幅広い見地から積極的に質問することによって、当社の法制面における経営監視機能を十分に発揮した。また、諮問委員会においては、3回全てに出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べることで役割を果たした。
社外取締役	徳平 隆之	就任後、当事業年度に開催した取締役会10回全てに出席し、港湾行政並びに港湾物流の事業経営等に係わり培われた豊富な経験、知識等に基づく幅広い見地から、当社の事業計画等に対する確かな意見や助言を述べ、議論を深めた。また、諮問委員会においては、就任後、全て（1回）に出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べることで役割を果たした。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	藍場 建志郎	就任後、当事業年度に開催した取締役会10回及び監査役会10回全てに出席し、主に企業の内部統制等のリスク管理に携わり培われた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮した。また、諮問委員会においては、就任後、全て（1回）に出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べた。
社外監査役	遠藤 眞廣	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な知見から適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮した。また、諮問委員会の委員長として、3回全てに出席し、独立した客観的な立場から諮問事項に対し適正な対応を行うとともに、実効性を高めた同会の運営を行った。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(I) 報酬等の決定方針の決定方法

当社の報酬等の決定方針につきましては、諮問委員会の意見、助言を踏まえ、取締役会で決定しております。

(Ⅱ) 当該方針の内容の概要

≪取締役報酬制度の基本的な考え方≫

当社を取り巻く経営環境の変化に対応するべく、業績及び企業価値の向上をより一層図るためには、取締役報酬にインセンティブとしての機能を明確に備えることが必要であり、業績指標に基づく業績連動型報酬を組み入れた報酬体系とする。具体的には、業務執行を伴う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬により構成し、業務執行を伴わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

≪取締役報酬の構成≫

取締役の報酬等は、業績連動報酬を含む年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）の範囲内で、固定報酬、業務執行を伴う取締役に限定して支給する業績連動報酬で構成する。

業績連動報酬は、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出するため、本実績の内容により流動的となるものの、構成割合は概ね0～3割とする。業務の執行を伴わない社外取締役の報酬割合は、全額固定報酬とする。

≪取締役報酬の決定方法≫

(イ) 固定報酬

取締役の個人別の固定報酬については、別に定めた役位別並びに勤務形態別の報酬額（基準報酬額）を基に、代表取締役社長が各人別の月額固定報酬案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

(ロ) 業績連動報酬

業務執行を伴う各取締役の個人別の業績連動報酬については、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出し、各人別の報酬額を決定する。

業績指標及び算定方法の決定手順は、以下のとおりとする。

- i 取締役会は、業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率に関する案を作成する。
- ii 諮問委員会は、その内容について意見、助言を行う。
- iii 取締役会は、諮問委員会の意見、助言を踏まえて業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率を決定する。

＜取締役報酬の支給時期＞

(イ) 固定報酬

取締役の固定報酬の支給時期については、毎月支給する。

(ロ) 業績連動報酬

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬については、対象事業年度の決算期末に在籍していることを条件とし、対象事業年度の株主総会開催日の翌日から1カ月を経過する日までに支給する。

＜業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法＞

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法については、2021年3月18日開催の取締役会にて決議した「取締役の報酬等の決定方針」及び2021年4月28日開催の取締役会にて決議した「業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に定める方法により、以下の通り算定する。

i 業績指標

業績指標は、連結営業利益とする。

ii 業績連動報酬の支給条件及び総額の算定

業績連動報酬は、連結営業利益が一定額以上であることを条件として支給する。

iii 業務執行を伴う各取締役への分配

役位毎に定めた配分率に基づき分配する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、決定方針の具体的な手順に則り、代表取締役社長が作成した報酬原案を、諮問委員会の意見等を踏まえて、取締役会で各取締役の報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の基本報酬については、諮問委員会の意見や助言を踏まえて、監査役の勤務形態に応じた基準報酬額に基づき、監査役の協議のうえ決定し、固定報酬のみを毎月支給する。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額（業務執行取締役に対する業績連動報酬も含む）につきましては、2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社監査役の金銭報酬の額につきましても、同定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	81	81	－	7
(うち社外取締役)	(8)	(8)	(－)	(3)
監査役	25	25	－	4
(うち社外監査役)	(18)	(18)	(－)	(3)

- (注) 1. 当社は、2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、業績向上へのインセンティブ機能をより一層図るべく、月額固定報酬に業績連動報酬を加えた報酬体系へ変更させていただくことといたしました。なお、当事業年度の取締役の報酬等につきましては、業績連動報酬の支給条件を満たさなかったことから、業績連動報酬の支給はなく、基本報酬のみとなります。
2. 当事業年度末の現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。なお、対象となる役員の員数には、2022年6月28日開催の定時株主総会をもって退任した取締役1名、監査役1名が含まれております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や適切な監査体制の確保、向上のために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、原則月1回開催する取締役会のほか、原則週1回開催する経営会議において、「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき重要な業務執行に関する事項の審議・決定と重要事項に関する報告を行う。また、各担当取締役は、業務が法令・定款その他諸規則に従い適法かつ適切であるかどうかを判断し執行する。

監査役は、取締役から担当業務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会及び経営会議に出席しその業務が適法かつ適正かを監査し、必要に応じて意見を述べる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社の「取締役の職務の執行に係る文書管理規程」に従い取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び管理を行い、他の取締役及び監査役からの文書の閲覧要請に備える。

- ①総務部担当取締役は少なくとも年に一度、定期に取締役の職務執行に係る文書の保存及び管理の状況を調査し、その状況を取締役会並びに監査役会に報告する。
- ②取締役の職務執行に係る文書の保存及び管理の詳細は、「取締役の職務の執行に係る文書管理規程」に規定し、当該規程の改廃は、取締役会の承認を得て行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含む企業集団の総合的リスク管理に関しては、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会が行う。サステナビリティ委員会は、定期に開催され、常勤監査役及び内部監査室長も出席し、必要に応じて意見を述べる。

各部の所管業務に付随するリスク管理は、当該担当部署が行うとともに、サステナビリティ委員会管理の下、防災、環境等の各個別委員会（以下、各個別委員会という。）が、所管する分野におけるリスク管理を補完する。

子会社の業務に付随するリスク管理については、管轄する営業部が子会社の代表取締役とともに行う。

- ①サステナビリティ委員会は、「リスク管理規程」を制定し、取締役会の承認を得る。同規程の改廃についても同様とする。
- ②サステナビリティ委員会は、各部及び子会社のリスク管理状況の有効性を検証するとともに、有効性に疑問がある場合はその改善策を提言する。また、当該検証結果及び提言内容は、取締役会に報告し、重要な事項については審議する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各部及び各個別委員会の職務の職掌、権限を明確にし、情報処理の効率化と情報の社内共有化を促進させる。また、コンプライアンスに留意しつつ、経営目標の使用人への浸透を図りその達成に向け職務執行の効率性を継続して確保する。

(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、「サステナビリティ基本方針」に基づきコンプライアンス・ポリシーを表明し、使用人に対し明確な行動基準を示す。

各部・各個別委員会は、その所管業務に付随するコンプライアンス管理（教育を含む。）を行う。サステナビリティ委員会は、全社的管理を行う。また、内部監査室がコンプライアンス及びリスク管理状況に関する内部監査機能を担う。

また、内部通報制度を設ける。

①内部監査室は、定期にそのコンプライアンスに関する内部監査状況を代表取締役社長に報告し、併せて常勤監査役に報告書の写しを提出する。報告を受けた代表取締役社長は、必要に応じサステナビリティ委員会にその内容の検討を指示し、問題がある場合は、サステナビリティ委員会はその改善方法等を含め取締役会に報告し、承認を得る。

②サステナビリティ委員会は、法令・定款違反行為があった場合は取締役会に対し当該違反行為の是正を求め、責任者の処罰を求めることができる。

(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の執行については、その自律性を尊重しつつも、当該子会社を管轄する営業部と経理部が「子会社等管理規程」に基づき適切に管理する。営業部と経理部は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定期に子会社の経営内容に係る情報を収集し検証を行う。両部の担当取締役は、その結果を取締役会へ報告する。子会社に係る承認事項については、営業部が子会社とともに検討し、経営会議または稟議書により代表取締役社長の決裁を受ける。また、監査役は必要に応じて子会社の業務監査または会計監査を実施し適法性について監査する。さらに、内部監査室は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部監査規程」に基づき子会社の業務等会社業務全般の適法性に関する監査を実施する。代表取締役社長は、当社の「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」を子会社と協力会社に対し明確に示す。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為や、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事実などを発見した場合は、内部通報制度等によりその内容を監査役に伝達しなければならない。なお、当該通報をしたことを理由として、会社は通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、監査役は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社の費用負担で独自に外部専門家（公認会計士、弁護士等）に助言を求めることや、調査、鑑定その他の事務を委託することができる。また、監査役は、経営者の不適切行動の予兆等を把握した場合には、内部監査室と連携し諮問委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に対策を求めることができる。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。また、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に属する。当該使用人の異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の承認を求めなければならない。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」に、反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない旨を明記するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図る。また、総務部が中心となり、外部の専門機関と連携して情報の収集、交換を行うなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」をホームページ及び社内イントラに掲示するなどし、当社グループ内への周知を図っております。また、その遵守状況については内部監査室による内部監査の際に評価を行っており、法令及び定款違反の発生または発生する恐れが認められる場合には、厳正な調査等を実施して、再発防止を図っております。

職務の執行に際しては、当事業年度において取締役会は13回、経営会議は50回開催され、「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき重要な業務執行に係る審議・決定と報告が行われました。使用人に対しては経営会議の審議、報告内容を通知し、情報の共有化を図るとともに、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により各部の職掌、権限を明らかにしております。

内部通報制度については、「内部通報制度規程」により内部通報に係る調査への協力義務、内部通報実施者に対する不利益取扱いの禁止などが規定されており、その運用状況は内部監査室がモニタリングしております。

リスク管理については、2021年12月1日付で定めた当社「サステナビリティ基本方針」のもと、同日に設置されたサステナビリティ委員会にて行うこととしております。

リスクに対しては、「リスク管理規程」に基づき各部が所管業務に係るリスク管理状況報告書を作成し、2022年4月にサステナビリティ委員会で検証を行いました。なお、サステナビリティ委員会は当事業年度において4回開催されております。

監査役は取締役会、経営会議及びサステナビリティ委員会に出席し、必要に応じて監査役の意見を述べるとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制等について意見交換を行っております。また、「監査役補助使用人規程」を設け、監査役を補助すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項を定めております。

子会社に対しては「子会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る審議・決定及び報告が取締役会及び経営会議で行われ、監査役及び内部監査室長は定期的に子会社を訪問し必要な監査を実施いたしました。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための「財務報告の基本方針」を取締役会において決議しております。その方針・原則は以下のとおりであります。

財務報告の信頼性の確保は企業活動の根幹であるため、当社並びに当社の子会社及び関連会社は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることがないように、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、経営の透明性を確保して堅実な企業経営を実施する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
2. 全ての役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの業務との関連において、適切な内部統制の整備及び運用に努める。
3. 構築した内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するため、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況の評価を実施するとともに、不備がある場合は是正の為に適切な対応を図る。
4. 毎年「財務報告の基本方針」の内容を見直し、変更の有無に拘らず、当社の取締役会において「財務報告の基本方針」について決議を行う。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	2,255,260	流 動 負 債	752,998
現金及び預金	934,597	支払手形及び買掛金	102,052
売掛金	335,681	1年内返済予定の長期借入金	147,834
リース投資資産	810,874	リース債務	14,460
貯蔵品	49,153	未払法人税等	49,393
その他の	130,773	契約負債	29,701
貸倒引当金	△5,820	賞与引当金	39,356
		その他の	370,200
固 定 資 産	5,688,702	固 定 負 債	2,222,760
有 形 固 定 資 産	2,621,379	長期借入金	1,118,860
建物及び構築物	1,839,997	リース債務	59,592
機械装置及び運搬具	603,414	繰延税金負債	434,763
工具、器具及び備品	69,653	環境対策引当金	56,188
リース資産	70,262	退職給付に係る負債	6,043
建設仮勘定	38,051	資産除去債務	28,398
無 形 固 定 資 産	294,484	その他の	518,914
借地権	288,937	負 債 合 計	2,975,759
その他の	5,547	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	2,772,837	株 主 資 本	3,957,824
投資有価証券	2,321,469	資本金	770,000
退職給付に係る資産	63,264	資本剰余金	365,161
繰延税金資産	581	利益剰余金	2,870,424
その他の	387,522	自己株式	△47,760
		その他の包括利益累計額	1,010,378
		その他有価証券評価差額金	1,010,378
		純 資 産 合 計	4,968,203
資 産 合 計	7,943,963	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,943,963

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		3,865,524
売 上 原 価		3,220,318
売 上 総 利 益		645,205
販売費及び一般管理費		488,058
営 業 利 益		157,147
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	327	
受 取 配 当 金	75,862	
受 取 補 償 金	12,287	
そ の 他	20,766	109,243
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,300	
そ の 他	4,795	23,096
経 常 利 益		243,294
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	54,730	
固 定 資 産 売 却 益	1,163	55,893
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	16,217	
損 害 賠 償 金	12,579	28,797
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		270,390
法人税、住民税及び事業税	61,059	
法人税等調整額	16,098	77,157
当 期 純 利 益		193,233
親会社株主に帰属する当期純利益		193,233

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	770,000	365,161	2,707,472	△55,723	3,786,910
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△30,025		△30,025
親会社株主に帰属 する当期純利益			193,233		193,233
自己株式の処分		△256		7,962	7,706
自己株式処分差損の振替		256	△256		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		—	162,951	7,962	170,914
当 期 末 残 高	770,000	365,161	2,870,424	△47,760	3,957,824

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	840,708	840,708	4,627,618
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△30,025
親会社株主に帰属 する当期純利益			193,233
自己株式の処分			7,706
自己株式処分差損の振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	169,670	169,670	169,670
当 期 変 動 額 合 計	169,670	169,670	340,584
当 期 末 残 高	1,010,378	1,010,378	4,968,203

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,143,384	流動負債	715,967
現金及び預金	856,609	買掛金	102,075
売掛金	304,285	1年内返済予定の長期借入金	147,834
－ 受取掛金	810,874	－ 支払債	14,460
貯蓄資産	49,153	未払金	78,114
前払費用	37,224	未払費用	190,891
未収入金	25,887	未払法人税等	42,857
その他金	65,169	契約負債	29,701
貸倒引当金	△5,820	賞与引当金	38,675
		その他	71,358
固定資産	5,724,233	固定負債	2,209,457
有形固定資産	2,606,713	長期借入金	1,118,860
建物	1,034,707	－ 支払債	59,592
構築物	796,888	繰延税金負債	434,763
機械及び装置	599,830	環境整備引当金	56,188
船舶	57	資産除去債	21,139
車輜運搬用具及び備品	0	その他	518,914
工器具、器具及び備品	66,916	負債合計	2,925,425
－ 建設仮勘定	70,262		
無形固定資産	293,167	(純資産の部)	
借地権	288,937	株主資本	3,931,814
ソフトウエア	2,192	資本金	770,000
その他	2,038	資本剰余金	365,161
投資その他の資産	2,824,352	資本準備金	365,161
関係会社株	58,340	利益剰余金	2,844,413
投資有価証券	2,319,929	利益剰余金	192,500
その他	446,082	その他利益剰余金	2,651,913
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	1,651,913
		自己株式	△47,760
		評価・換算差額等	1,010,378
		その他有価証券評価差額金	1,010,378
		純資産合計	4,942,193
資産合計	7,867,618	負債及び純資産合計	7,867,618

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022 年4月1日から
2023 年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		
売 上 総 利 益		3,671,919
販売費及び一般管理費		3,068,703
営 業 利 益		603,216
営業外収益		
受取利息	327	
受取配当金	75,862	
受取補償金	12,287	
その他	17,495	105,972
営業外費用		
支払利息	18,300	
その他	4,795	23,096
経 常 利 益		225,228
特別利益		
投資有価証券売却益	54,730	
固定資産売却益	1,026	55,757
特別損失		
固定資産除売却損	16,217	
損害賠償金	12,579	28,797
税 引 前 当 期 純 利 益		252,188
法人税、住民税及び事業税	54,016	
法人税等調整額	16,302	70,318
当 期 純 利 益		181,870

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022 年4月1 日から
2023 年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	770,000	365,161	—	365,161	192,500	1,000,000	1,500,324
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△30,025
当 期 純 利 益							181,870
自 己 株 式 の 処 分			△256	△256			
自己株式処分差損の振替			256	256			△256
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計			—	—			151,589
当 期 末 残 高	770,000	365,161	—	365,161	192,500	1,000,000	1,651,913

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	2,692,824	△55,723	3,772,262	840,708	840,708	4,612,970
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△30,025		△30,025			△30,025
当 期 純 利 益	181,870		181,870			181,870
自 己 株 式 の 処 分		7,962	7,706			7,706
自己株式処分差損の振替	△256		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				169,670	169,670	169,670
当 期 変 動 額 合 計	151,589	7,962	159,551	169,670	169,670	329,222
当 期 末 残 高	2,844,413	△47,760	3,931,814	1,010,378	1,010,378	4,942,193

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 平井啓仁
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福竹徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平井啓仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き調査を行いました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月20日

櫻島埠頭株式会社 監査役会

常勤監査役 藍 場 建志郎 ㊟

監査役 遠 藤 眞 廣 ㊟

監査役 増 田 康 正 ㊟

(注) 監査役のうち、常勤監査役藍場建志郎及び監査役遠藤眞廣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市福島区福島五丁目6番16号
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム
電話 (06) 6344-1661 (代表)



交通 J R 大阪環状線……福島駅徒歩1分
J R 東西線……新福島駅徒歩3分
阪神電鉄本線……福島駅徒歩3分

※ なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。